

議案第63号

令和8年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	299 両	5 両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	10,351 千km	26 千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	47,326 千人	155 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	129,660 人	425 人
(5) 主要な建設改良事業		
ア 営 業 所 建 替 整 備 事 業		46,937 千円
イ バ ス 停 留 所 施 設 整 備 事 業		42,299 千円
ウ 乗 合 自 動 車 購 入 費		1,338,995 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	取 入
第1款 自動車運送事業収益	10,245,951 千円
第1項 営 業 収 益	8,687,501 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,557,450 千円
第3項 特 別 利 益	1,000 千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	11,008,788 千円
第1項 営 業 費 用	10,656,419 千円
第2項 営 業 外 費 用	340,869 千円
第3項 特 別 損 失	1,500 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 831,288 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 163,823 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 85,213 千円で補填し、なお不足する額 582,252 千円は一時借入金で措置するものとする。）。

収 入

第1款 自動車運送事業 資本的収入	2,803,604 千円
第1項 企 業 債	2,011,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金	56,049 千円
第3項 県 交 付 金	1,725 千円
第4項 一 般 会 計 補 助 金	109,509 千円
第5項 基 金 繰 入 金	625,321 千円

支 出

第1款 自動車運送事業 資本的支出	3,634,892 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,785,809 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,168,720 千円
第3項 投 資	670,363 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
塩浜営業所 建替事業費	令和9年度	74,312 千円
鷲ヶ峰営業所 電気設備改修費	令和8年度から 令和9年度まで	156,157 千円
音声合成システム 改修費	令和9年度	178,081 千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自動車運送事業	千円 1,501,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後ににおいては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えができる。
借換債	千円 510,000	銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職 員 給 与 費 5,145,338 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,016,423千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、80,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦